

平成 23 年 12月 補正予算要求事業調査

1 予算要求事業の概要

No.	事業名(予算の事務事業名)			区分												
30	教育扶助事業[中学校]			新規 拡大 継続												
会計区分	款	項	目	所管												
一般会計	10	3	2	教育委員会事務局 学校教育部 学事課												
事務事業の位置付け																
しあわせ倍増プラン2009	番号		事業名													
総合振興計画新実施計画	事業コード		事業名													
根拠法令・条例・規則等	学校教育法第19条															
予算要求事業の概要																
内容	経済的理由により就学困難と認められる学齢生徒の保護者に対し、学校生活に必要な費用の一部を援助するものです。 なお、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により被災した生徒に係る就学援助費についても要求します。															
目的・目標	<p><目的> 家庭の経済的理由により学齢生徒の教育を受ける機会が損なわれないようにするため、必要な援助を行っています。</p> <p><目標> 就学援助を必要とする保護者から毎年度申請を受け付け、継続して事業を実施しています。</p>															
現状と課題	<p><現状(平成22年度末)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定生徒数 3,323人 ・認定率 10.64% ・就学援助費決算額 171,556,767円 <p><課題> 東日本大震災による被災生徒の受け入れや、景気低迷による雇用不安などの経済状況により対象となる生徒数が増加しています。</p> <table border="1"> <tr> <td>平成20年度末</td> <td>2,818 人</td> <td>9.10 %</td> </tr> <tr> <td>平成21年度末</td> <td>3,044 人</td> <td>9.73 %</td> </tr> <tr> <td>平成22年度末</td> <td>3,323 人</td> <td>10.64 %</td> </tr> <tr> <td>平成23年8月</td> <td>3,349 人</td> <td>10.57 %</td> </tr> </table>				平成20年度末	2,818 人	9.10 %	平成21年度末	3,044 人	9.73 %	平成22年度末	3,323 人	10.64 %	平成23年8月	3,349 人	10.57 %
平成20年度末	2,818 人	9.10 %														
平成21年度末	3,044 人	9.73 %														
平成22年度末	3,323 人	10.64 %														
平成23年8月	3,349 人	10.57 %														
今後のスケジュール	就学援助を必要とする保護者に制度を有効に利用してもらうため、学校と連携しながら周知徹底を図るとともに、制度の維持に努めてまいります。															

2 補正予算要求の理由と効果

要求理由	緊急性	東日本大震災による被災生徒の受け入れや、景気低迷による雇用不安などの経済状況により対象となる生徒数が増加しており、当初見込みを上回ったため、就学援助費の支給に係る予算が不足しています。
	実施義務	根拠法令等 学校教育法第19条
効果	他市の実施状況	政令市：全市実施（学校教育法第19条に基づき全国の市町村で実施） 県内他市：全市実施（学校教育法第19条に基づき全国の市町村で実施）
	対象者	経済的理由により就学困難と認められる学齢生徒の保護者
	効果	学齢生徒の就学が保障され、義務教育が円滑に実施されます。

3 補正前予算と補正予算要求の内容 (単位：千円)

区分	金額	備考	
平成23年度	補正前予算	177,972	<積算内訳> 1 学用品費・修学旅行費・通学費等
	財源内訳	4,188 173,784	国庫支出金 一般財源 ・国庫補助金 補助率 1/2 (修学旅行費の一部)
12月補正予算	補正予算要求	2,330	<積算内訳> 1 学用品費・修学旅行費・通学費等
	財源内訳	825 1,264 241	国庫支出金 県支出金 一般財源 ・国庫補助金 補助率 1/2 (修学旅行費の一部) ・県補助金 補助率 10/10 (被災児童生徒就学等支援事業)
12月補正予算	財政局長査定	2,330	<査定内容> 1 学用品費・修学旅行費・通学費等
	財源内訳	825 1,264 241	国庫支出金 県支出金 一般財源 ・国庫補助金 補助率 1/2 (修学旅行費の一部) ・県補助金 補助率 10/10 (被災児童生徒就学等支援事業)
<査定理由> 就学援助を必要とする保護者に対し、扶助費を支給するために必要な経費と判断し、12月補正予算に計上することとしました。			
12月補正予算	市長査定	2,330	<査定内容> 1 学用品費・修学旅行費・通学費等
	財源内訳	825 1,264 241	国庫支出金 県支出金 一般財源 ・国庫補助金 補助率 1/2 (修学旅行費の一部) ・県補助金 補助率 10/10 (被災児童生徒就学等支援事業)
<査定理由> 財政局長査定の内容及び理由について、適正と認められるため、財政局原案のとおりとしました。			